

三田山王上地区地区計画

都市計画決定年月日 当初決定 昭和62年10月16日 厚木市告示第145号
最終変更 平成30年4月1日 厚木市告示第83号

名 称		三田山王上地区地区計画	
位 置		厚木市三田字山王上及び寺ノ脇地内	
面 積		約8.4ha	
地区計画の 目 標		本地区は、組合施行の土地区画整理事業により計画的に都市基盤の整備が進められるため、地区計画を策定し、次に掲げる土地利用ならびに地区施設及び建築物等の整備の方針のもとに、良好な市街地環境を形成し保全することを目標とする。	
区域の整備・開発及び 保全の方針	土地利用の 方 針	本地区を住宅地区と流通関連施設地区に区分し、それぞれが周囲と調和のとれた土地利用を図るとともに、敷地内緑化を推進するものとする。	
	地区施設の 整 備 方 針	本地区には、補助幹線道路、区画道路、緑道及び街区公園等が整備されるため、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。	
	建築物等の 整 備 方 針	流通関連施設地区については、隣接する住宅地の環境保全を図るため、建築物の用途の制限や壁面の位置等について必要な基準を設定する。	
地区整備計画	位 置	厚木市三田字山王上地内	
	面 積	約2.1ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限	建築基準法別表2(に)項第1号((り)項第3号を除く。)から第7号に掲げる建築物は建築してはならない。 ただし、自動車車庫、倉庫業を営む倉庫及び床面積の合計が150㎡以下の工場については、この限りでない。
		建築物の敷地の 最低限度	150㎡
		壁面位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は、1.0m以上とする。
かき又はさくの 構造の制限		囲障を設置する場合、道路境界に面する部分については、生け垣又は高さ1.2m以下の透視可能なフェンス、鉄柵等とすること。ただし、両者の併用は可能とする。	

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

厚木市都市みらい部 都市計画課 都市計画係
電話 046-225-2401 (直通)